

議案第72号

勝山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年度厚生労働省令第34号）の改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年勝山市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第 3 節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 61 条第 4 項又は第 65 条第 1 項の利用定員をいう。)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第 3 節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 61 条第 2 項又は第 65 条第 1 項の利用定員をいう。)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。